

令和5年度 文京区障害者 基幹相談支援センター事業計画

1 基本方針

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援する。また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点を目的とする。事業は、社会福祉法人復生あせび会との共同事業体として行う。

2 支援方針

- (1) 総合相談支援体制の構築
 - ① ワンストップ窓口の役割を担う。
 - ② 困難事例への対応を行う。
 - ③ ピアカウンセリングを再構築する。
- (2) 地域移行・地域定着の促進
 - ① 入所施設や医療機関への働きかけを行う。
 - ② 地域の支援体制を整備する。
- (3) 地域の相談支援体制の強化
 - ① 相談支援事業者等、各機関との連携・支援体制を強化する。
 - ② 人材育成の支援や資質の向上と連携強化を目指した研修等を企画する。
- (4) 権利擁護・虐待防止
 - ① 成年後見制度の利用を支援する。
 - ② 虐待防止の取り組みを行う。
 - ③ 虐待防止センターの土曜日・休日、夜間の通報窓口を行う。
 - ④ 障害者差別解消法の相談窓口を行う。
- (5) その他
 - ① 会議体の運営をする。
 - ② 自立支援協議会に事業の実績報告を行う。

3 事業

- (1) 総合相談支援体制の構築
 - ① 全ての障害に関する相談に対応し、関連情報の収集と提供に努める。
 - ② 障害の重複や多問題・機能不全家族、支援拒否などの困難事例についてアウトリーチを含む総合的な支援を行う。介入が難しい方への対応や相談支援事業者等に対する助言を行う。
 - ③ コロナ禍によって活動が休止されている障害当事者同士で気軽に相談事を話し合える場であるピアグループ活動の再構築を目指す。

(2) 地域移行・地域定着の促進

- ① 入所者や入院中の障害者について、地域移行に向けた取組が適切であると判断される対象者への地域移行及び地域定着に関するマネジメント等を行なう。
- ② 地域生活を安心して送るために必要となる支援体制構築の検討を行なう。

(3) 地域の相談支援体制の強化

- ① 地域生活支援拠点事業所（令和4年度までに4か所設置済み）等と共に、地域における相談支援に係る機関や個人に対しての協力や連携を進め、地域全体の相談支援機能の向上を図る。
- ② 相談支援事業者等を対象とする研修や講演会を開催し、資質の向上を図る。また、持続的かつ切れ目のない支援を目指し、人材育成と各機関の連携を深められる研修システムを構築する。

(4) 権利擁護・虐待防止

- ① 権利擁護に関する相談に応じ、成年後見制度利用に必要な支援や情報提供を行なう。また文京区社会福祉協議会権利擁護センターの中核機関運営に協力する。
- ② 障害者虐待防止センターと連携して、虐待防止のための啓発活動や、研修等に取り組む。
- ③ 障害者虐待防止センターの土曜日・休日と夜間の通報受付窓口として電話対応を行う。
- ④ 文京区内における障害を理由とする差別に関する相談窓口として、相談を受け付ける。

(5) その他

- ① 自立支援協議会の相談・地域生活支援専門部会（令和5年度より相談支援専門部会と地域生活支援専門部会が統合。障害福祉課との合同で運営）と障害当事者部会の事務局を務める。
- ② 障害者基幹相談支援センターの活動計画を自立支援協議会に諮るとともに、実績報告を行なう。

4 対象者

- (1) 文京区内在住の障害のある方、その家族
- (2) 障害福祉サービスに係る関係機関
- (3) 文京区内在住で障害福祉に関する相談ごとがある方

5 相談窓口開設時間

- (1) 平日 午前9時から午後6時まで
- (2) 土曜 午前9時から午後5時まで

※日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業

6 共同事業体の拡大

社会福祉法人文京槐の会と社会福祉法人復生あせび会の共同事業体で運営し、丸8年が経過したが、両法人共に拠点事業を担うなどしているため、基幹の事業を担う人材の確保は、この2法人だけでは難しくなっている。他法人にも参画を募るなどし、事業体制の維持継続に努めたい。